

第 6 回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～小売全面自由化後の状況及び

「電力の小売営業に関する指針」の改定方針案について～

平成 2 8 年 4 月 2 6 日 (火)

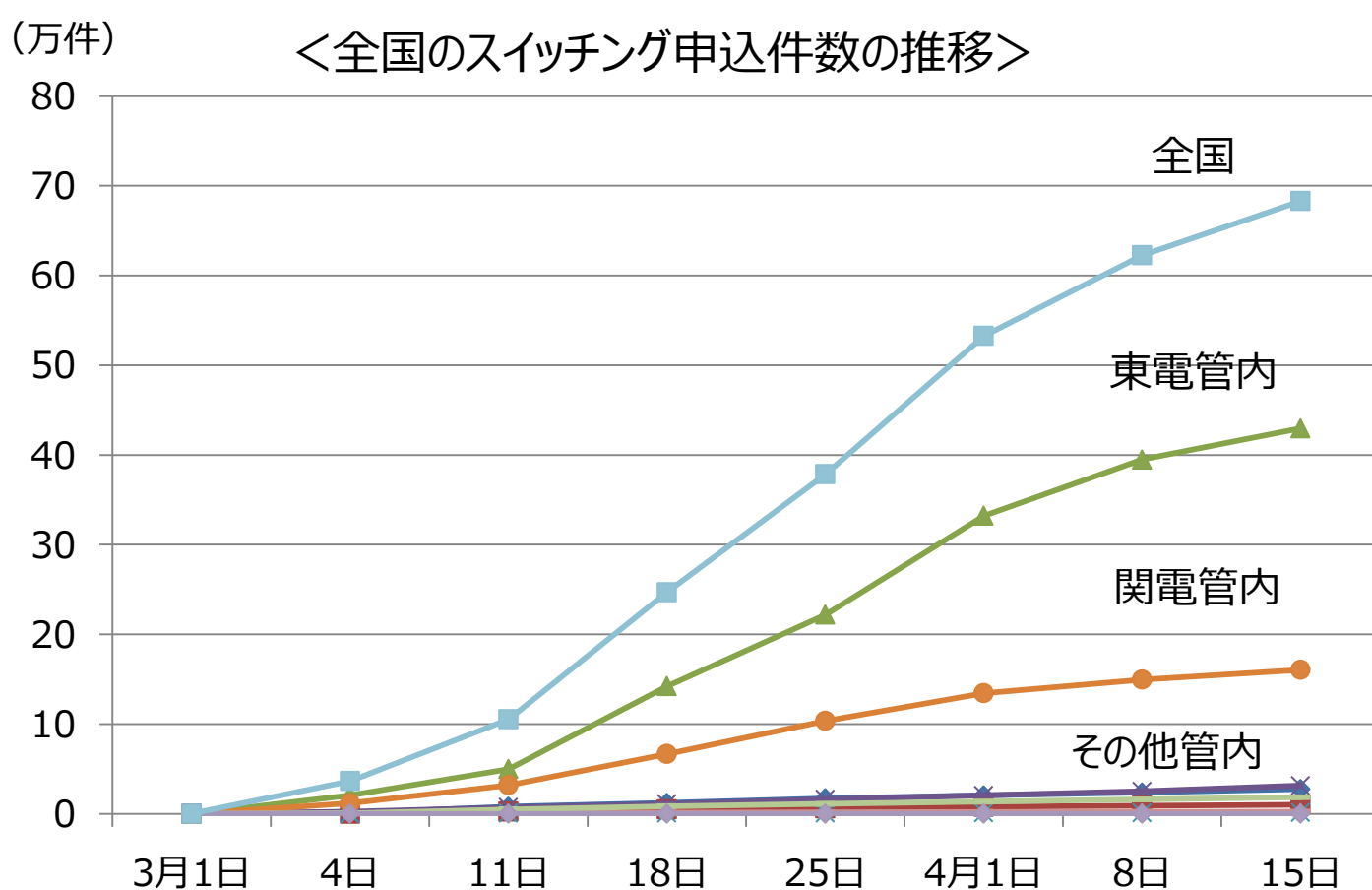


スイッチングの申込状況

- 広域機関によると、スイッチング支援システムを通じた4月15日時点での契約先の切替え（スイッチング）の申込件数(※)は約68万件となっている。

(※) スwitching支援システムを通じて「スイッチング開始申請」が行われた件数（自社内の契約切替え（規制→自由）を含まず、他社への契約先の切替えの件数に限る。）

(参考) 2014年度の一般家庭等の通常の契約口数：6,260万件（従量電灯A・B・C及び低圧電力の契約口数から算定）（出典：電力調査統計）



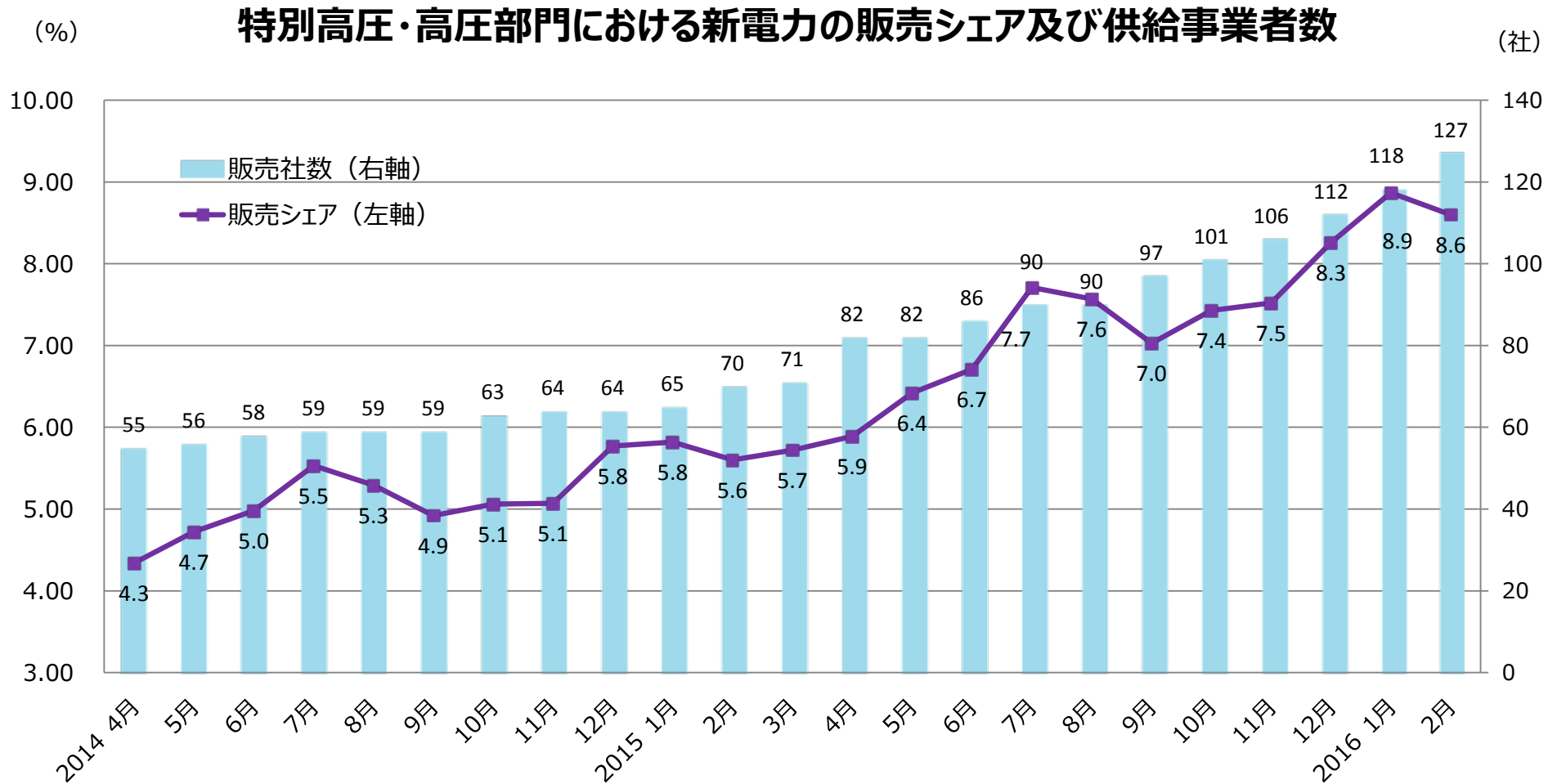
(4月15日時点)

管内	申込件数 【単位：万件】	率(※) 【単位：%】
北海道	2.75	1.00
東北	1.02	0.18
東京	42.97	1.88
中部	3.14	0.41
北陸	0.15	0.12
関西	16.05	1.59
中国	0.14	0.04
四国	0.23	0.12
九州	1.85	0.30
沖縄	-	-
全国	68.30	1.09

(※) 2014年度の一般家庭等の通常の契約口数を用いて試算

特別高圧・高圧部門における新電力の動向

- 特別高圧・高圧部門における新電力の販売シェア及び供給事業者数は増加傾向。
- 販売シェアは本年1月に過去最高の8.9%を記録。供給事業者数は127社に。



小売市場に関する動向の把握・分析について

- 電力取引の監視に必要な情報を把握するため、以下の情報を定期的に収集予定。
 - これを用い、小売市場におけるシェア、料金水準、スイッチング動向などを分析していく。
- (※) 小売市場に関する月次データが各事業者から実際に提出されるのは、6月以降となる。

取得先	定期的に収集する情報	取得周期
小売 電気事業者	販売電力量・販売額・供給需要家数	月次
	小売料金メニューに関する情報	四半期
	経過措置料金（特定小売供給約款）の契約変更の状況	月次
	再生可能エネルギー電気の販売電力量・買取実績	年次
一般送配電 事業者	需要家のスイッチングに関する情報	月次
	インバランス発生状況	月次
卸電力 取引所	取引会員情報	随時
	インバランス係数（ α 値情報）	月次
	スポット市場における入札情報、約定情報	日時
	1時間前市場における約定情報	日時
	先渡市場における入札情報、約定情報	日時

登録事業者一覧：全286社（1 / 2）

旧一般電気事業者（みなし小売電気事業者）（10社）

- ・北海道電力株式会社
 - ・東北電力株式会社
 - ・東京電力エナジーパートナー株式会社
 - ・中部電力株式会社
 - ・北陸電力株式会社
 - ・関西電力株式会社
 - ・中国電力株式会社
 - ・四国電力株式会社
 - ・九州電力株式会社
 - ・沖縄電力株式会社
- ※旧一般電気事業者は、既に電気を供給するための許可を受けているため、制度上、小売全面自由化と同時に登録事業者とみなされた。

旧一般電気事業者の子会社（9社）

- ・株式会社ケイ・オプティコム
- ・ダイヤモンドパワー株式会社
- ・株式会社エネルギー・ソリューション・ア
ンド・サービス
- ・テプコカスタマーサービス株式会社
- ・株式会社シナジアパワー
- ・株式会社関電エネルギーソリューション
- ・株式会社シーエナジー
- ・九電みらいエナジー株式会社
- ・株式会社K e n e s エネルギーサー
ビス

現在の主要な新電力事業者（22社）

- ・株式会社F-Power
- ・イーレックス株式会社
（イーレックス・スパーク・マーケティング
株式会社）
- ・（イーレックス・スパーク・エリアマーケティ
ング株式会社）
- ・（イーレックス販売3号株式会社）
- ・リエスパワー株式会社
- ・株式会社イーセル
- ・株式会社エネット
- ・日本アルファ電力株式会社
- ・エネサーブ株式会社
- ・日本テクノ株式会社
- ・中央電力エナジー株式会社
- ・オリックス株式会社
- ・株式会社洸陽電機
- ・サミットエナジー株式会社
- ・王子伊藤忠エネクス電力株式会社
- ・新日鉄住金エンジニアリング株式会社
- ・丸紅株式会社
- ・丸紅新電力株式会社
- ・株式会社エックスパワー
- ・株式会社みらい電力
- ・株式会社エナリス・パワー・マーケティ
ング

通信・放送・鉄道関係（34社）

- ・エフビットコミュニケーションズ株式会社
- ・株式会社東急パワーサプライ
- ・KDDI株式会社
- ・株式会社中海テレビ放送
- ・ジェイコムグループ（28社）
- ・SBパワー株式会社
- ・株式会社U-NEXT

LPガス及び都市ガス関係（51社）

- ・須賀川瓦斯株式会社
- ・株式会社サイサン
- ・ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
- ・静岡ガス&パワー株式会社
- ・中央セントラルガス株式会社
- ・北海道瓦斯株式会社
- ・大阪瓦斯株式会社
- ・株式会社エネサンス関東
- ・東京ガス株式会社
- ・青梅ガス株式会社
- ・伊藤忠エネクスホームライフ関東株式
会社
- ・人間ガス株式会社
- ・イワタニ関東株式会社
- ・イワタニ首都圏株式会社
- ・サラーエエナジー株式会社
- ・株式会社エコア
- ・西部瓦斯株式会社
- ・東邦ガス株式会社
- ・シナネン株式会社
- ・大一ガス株式会社
- ・株式会社いちたかガスワン
- ・太陽ガス株式会社
- ・ダイネン株式会社
- ・大東ガス株式会社
- ・アストモスエネルギー株式会社
- ・武州瓦斯株式会社
- ・大垣ガス株式会社
- ・角栄ガス株式会社
- ・京葉瓦斯株式会社
- ・伊勢崎ガス株式会社
- ・桐生瓦斯株式会社
- ・佐野瓦斯株式会社
- ・鈴与商事株式会社
- ・株式会社エナジードリーム
- ・日高都市ガス株式会社
- ・エネックス株式会社
- ・クリアルエナジー株式会社
- ・埼玉ガス株式会社
- ・伊藤忠エネクスホームライフ西日本
株式会社
- ・伊藤忠エネクスホームライフ関西株式
会社
- ・株式会社池見石油店
- ・サンリン株式会社
- ・株式会社宮崎ガスリビング
- ・山陰エレキ・アライアンス株式会社
- ・ミライフ東日本株式会社
- ・山陰酸素工業株式会社
- ・武陽ガス株式会社
- ・足利ガス株式会社
- ・米子瓦斯株式会社
- ・株式会社エルピオ
- ・浜田ガス株式会社

石油関係（9社）

- ・昭和シェル石油株式会社
- ・東燃ゼネラル石油株式会社
- ・出光グリーンパワー株式会社
- ・プレミアムグリーンパワー株式会社
- ・株式会社新出光
- ・総合エネルギー株式会社
- ・伊藤忠エネクス株式会社
- ・JXエネルギー株式会社
- ・北日本石油株式会社

登録事業者一覧：全286社（2 / 2）

再生可能エネルギー関連など（太陽光等）（44社）

- 株式会社SEウイングズ
- ネクストパワーやまと株式会社
- 株式会社L o o o p
- 荏原環境プラント株式会社
- 東京エコサービス株式会社
- 株式会社グリーンサークル
- 株式会社ウエスト電力
- 一般社団法人神奈川県太陽光発電協会
- 新エネルギー開発株式会社
- 株式会社V-Power
- 大和エネルギー株式会社
- 株式会社アップルツリー
- 真庭バイオエネルギー株式会社
- 株式会社エコスタイル
- 合同会社北上新電力
- 株式会社北九州パワー
- 株式会社S-CORE
- 株式会社エヌパワー南九州
- みやまスマートエネルギー株式会社
- 株式会社パルスシステム電力
- MBエナジー株式会社
- 株式会社フォレストパワー
- ZEパワー株式会社
- 佐伯森林資源株式会社
- 日田グリーン電力株式会社
- 株式会社津軽あつるパワー
- 株式会社花巻銀河パワー
- 宮崎パワーライン株式会社
- 株式会社TTSソーラーファーム赤坂
- 株式会社パネル
- 株式会社岩手ウッドパワー
- 里山パワーワークス株式会社
- 株式会社中之条パワー
- 株式会社浜松新電力
- ゼロワットパワー株式会社
- 株式会社やまがた新電力
- 一般社団法人東松島みらいとし機構
- 志賀高原リゾート開発株式会社
- 株式会社グリーンパワー大東
- 御所野縄文電力株式会社
- 御所野縄文パワー株式会社
- 新電力おおいた株式会社
- 株式会社エーコップサービス
- 株式会社ウッドエナジー

その他（107社）（1 / 2）

- 株式会社パワーアットクラウド
- 株式会社ナンワエナジー
- にちほクラウド電力株式会社
- 一般社団法人泉佐野電力
- エクレ株式会社
- 株式会社日本エナジーバンク
- 株式会社デベロップ
- 三井物産株式会社
- みんな電力株式会社
- 株式会社サニックス
- 株式会社コンシェルジュ
- 株式会社サンエー
- 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ
- リコージャパン株式会社
- テス・エンジニアリング株式会社
- 株式会社イーネットワークシステムズ
- 伊藤忠商事株式会社
- 株式会社とんでん
- ミサワホーム株式会社
- 株式会社地球クラブ
- 川重商事株式会社
- 株式会社リミックスポイント
- 大阪いずみ市民生活協同組合
- パシフィックパワー株式会社
- アーバンエナジー株式会社
- 鹿児島電力株式会社
- パワーシェアリング株式会社
- パーパススマートパワー株式会社
- 株式会社タクマエナジー
- 株式会社スマートテック

その他（107社）（2 / 2）

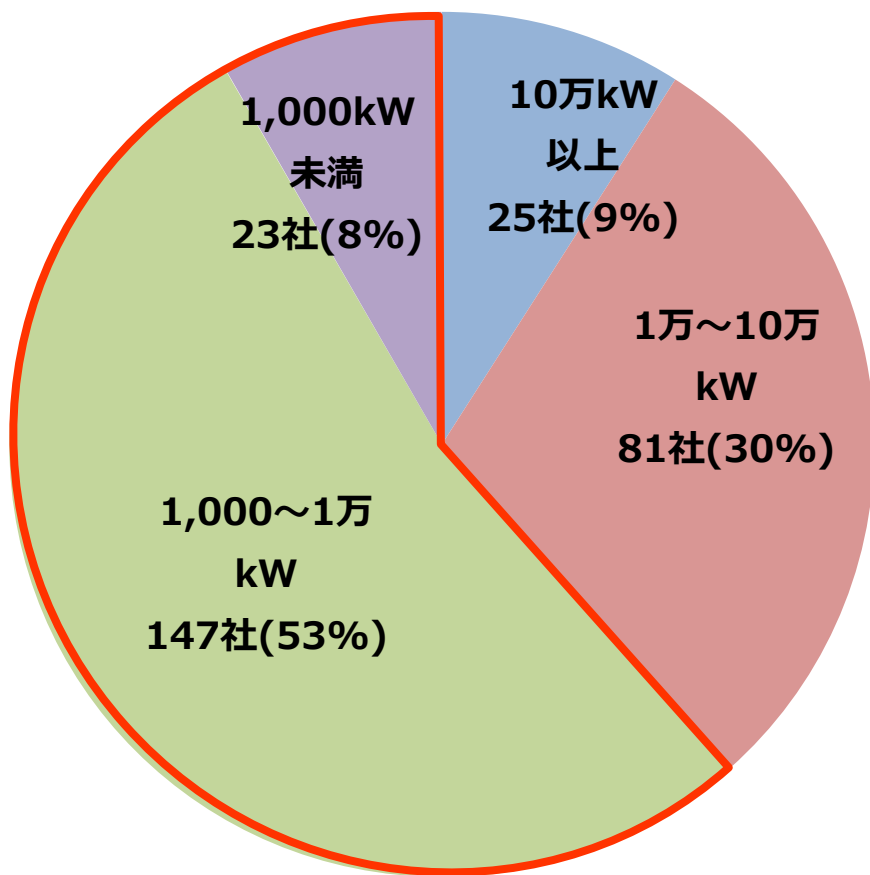
- 水戸電力株式会社
- 奈良電力株式会社
- 日立造船株式会社
- パナソニック株式会社
- 株式会社エプロ
- MCリテールエナジー株式会社
- 株式会社藤田商店
- 株式会社グローバルエンジニアリング
- 九州エナジー株式会社
- 株式会社トヨタタービンアンドシステム
- エフィシエント株式会社
- 株式会社生活クラブエナジー
- 生活協同組合コープこうべ
- 凸版印刷株式会社
- キヤノンマーケティングジャパン株式会社
- 株式会社とっとり市民電力
- 株式会社イーエムアイ
- 森の電力株式会社
- 大和ハウス工業株式会社
- 株式会社早稲田環境研究所
- HTBエナジー株式会社
- 株式会社アシストワンエナジー
- 株式会社サン・ビーム
- 株式会社CNOパワーソリューションズ
- 株式会社日本エコシステム
- 湘南電力株式会社
- 大東エナジー株式会社
- アンフィニ株式会社
- 株式会社ベイサイドエナジー
- 豊通ニューエナジー株式会社
- 株式会社バランスハーツ
- ワタミファーム&エナジー株式会社
- NFパワーサービス株式会社
- ひおき地域エネルギー株式会社
- 和歌山電力株式会社
- 株式会社トドック電力
- 株式会社ミツウロコ
- 株式会社アドバンテック
- ローカルエナジー株式会社
- 株式会社G-Power
- 株式会社SBN
- NECファシリティーズ株式会社
- 緑新電力株式会社
- 株式会社エネルギー・オプティマイザー
- 株式会社TOSMO
- 日産トレーディング株式会社
- JAG国際エナジー株式会社
- 株式会社長谷工アネシス
- 株式会社エネコープ
- 株式会社東芝
- ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社
- はりま電力株式会社
- アストマックス・トレーディング株式会社
- 愛知電力株式会社
- 宮古新電力株式会社
- 長崎地域電力株式会社
- 株式会社NTTファシリティーズ
- 近畿電力株式会社
- 株式会社日本新電力総合研究所
- 株式会社日本セレモニー
- 株式会社ルポ
- 滋賀電力株式会社
- 芝浦電力株式会社
- 本田技研工業株式会社
- エコエンジニアリング株式会社
- いこま電力株式会社
- スズカ電工株式会社
- 株式会社第一ビルサービス
- 昭和商事株式会社
- 豊通エネルギー株式会社
- ツネイシCバリューズ株式会社
- 千葉電力株式会社
- 坊っちゃん電力株式会社
- 株式会社アズマ
- 株式会社ネオインターナショナル
- 株式会社エナジー北海道
- 株式会社Misumi

登録小売電気事業者 276社※の内訳（最大需要電力の見込み、本社所在地）

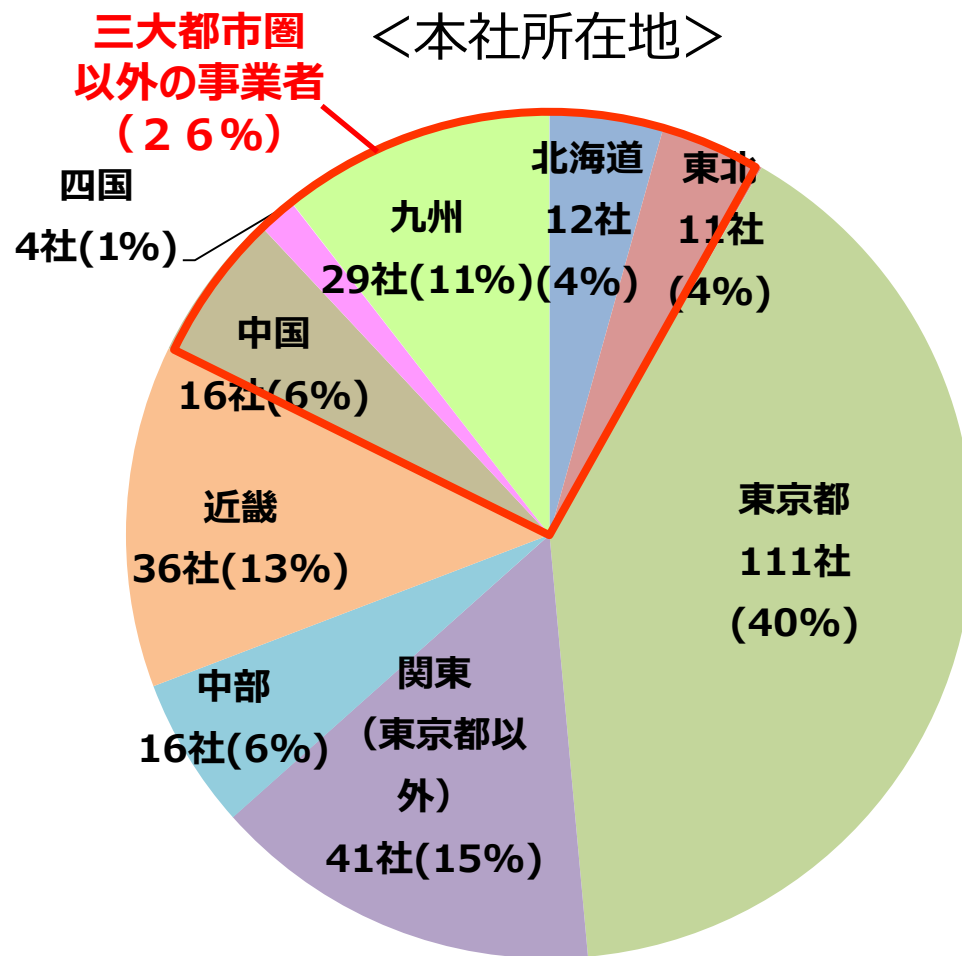
※みなし小売電気事業者10社を除く

- 最大需要電力の見込みが1万kWを下回る小規模事業者が、全体の約6割。
- 本社所在地は4割が東京だが、三大都市圏以外に本社を置く事業者も2.6割存在している。

＜最大需要電力の見込み＞



＜本社所在地＞



(参考) 熊本県熊本地方の地震を踏まえた小売電気事業者の取組み

- 九州電力は、今般の熊本県熊本地方の地震を踏まえ、災害救助法が適用された地域及びその隣接地域を対象に、経過措置約款に基づく電気料金等について特例承認を受け、下記のような災害特例措置を行っている。
- また、新規参入の小売電気事業者の中には、下記と同様の災害特例措置を行っている事業者もある。

災害特例措置の一例

1. 被災した需要家に係る一定期間の電気料金の支払期日延長
2. 被災した需要家が、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合の、一定期間の電気料金の免除

等

小売電気事業者に対する改善指導等について（最近の事案①）

- 前回専門会合では、小売電気事業者に対する改善指導を行った4つの事例を紹介。その後、新たに以下の事例などについて、事実関係の確認や指導を行っている。

【事例1】 不適切な営業活動

(※) 第5回専門会合で「確認中」であった事案

小売事業者Aの代理店で電気事業以外の事業を営む事業者から当該事業に関する設備点検という名目で訪問を受けたが、点検はすぐ終わり、電気の営業活動を受けた。そして、十分な説明もないまま、契約を締結したとされた。（コールセンター等への複数の需要家からの情報提供）

事実関係の確認・
改善指導

代理店による訪問営業において、①訪問前に電気の営業活動も行われることを告げない、②宅内設備の点検と電気の営業活動の区切りが明確でない、③営業活動の開始時点では電気の供給者が変わることを明確にしない、といった、不適切な営業活動が行われていたことが判明。

小売事業者Aは営業フローや代理店向けのマニュアルを見直し、①訪問前の通知文で電気の営業活動も行われることを明示する、②電気の営業活動を開始する前に、電気の営業を行うことの承諾を得てから始めることとする、③営業活動の最初の段階で電気の供給者が変更となることを明確にすることとした。また、代理店に対し改めて研修を実施した。

【事例2】 ホームページにおける加入条件の明確化

小売事業者Bの提供する一般家庭向けの電気料金メニューに加入するためには、当該事業者の提供する他の商品・役務とセットになったプランに加入する必要がある旨記載がされていたが、電気だけでの契約が可能か否か、電気だけで契約する際に適用される料金が明確でなかった。

検討依頼

当該事業者に対し、消費者へのわかりやすさの観点から、ホームページにおいてこれらの点を明確化する必要があるか検討を求めた。

その結果、当該事業者において、ホームページにおける記載を追記し、電気だけでの契約が可能であることや、その際に適用される料金が明記された。

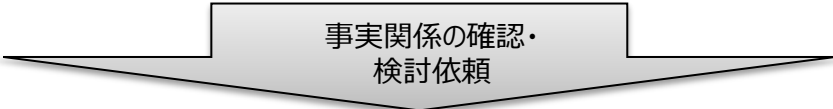
小売電気事業者に対する改善指導等について（最近の事案②）

●（前頁の続き）

【事例3】部分供給の需要形態に応じたメニューの検討を拒否した事例

内容：旧一般電気事業者Cとの間で蓄熱調整契約を締結している高圧部門の需要家が、新電力との部分供給を検討したい旨打診したところ、旧一般電気事業者Cより「部分供給の場合には蓄熱調整契約は適用できない」と言われた。

（備考）適正取引ガイドラインにおいて、「旧一般電気事業者が全量供給の場合には需要形態に応じた多様なオプションメニューを設定・適用している一方で、部分供給の場合には、部分供給の需要形態に応じたメニューを設定せず、正当な理由無く不利な料金体系を設定・適用すること」は独占禁止法上問題となりうる旨が示されている。



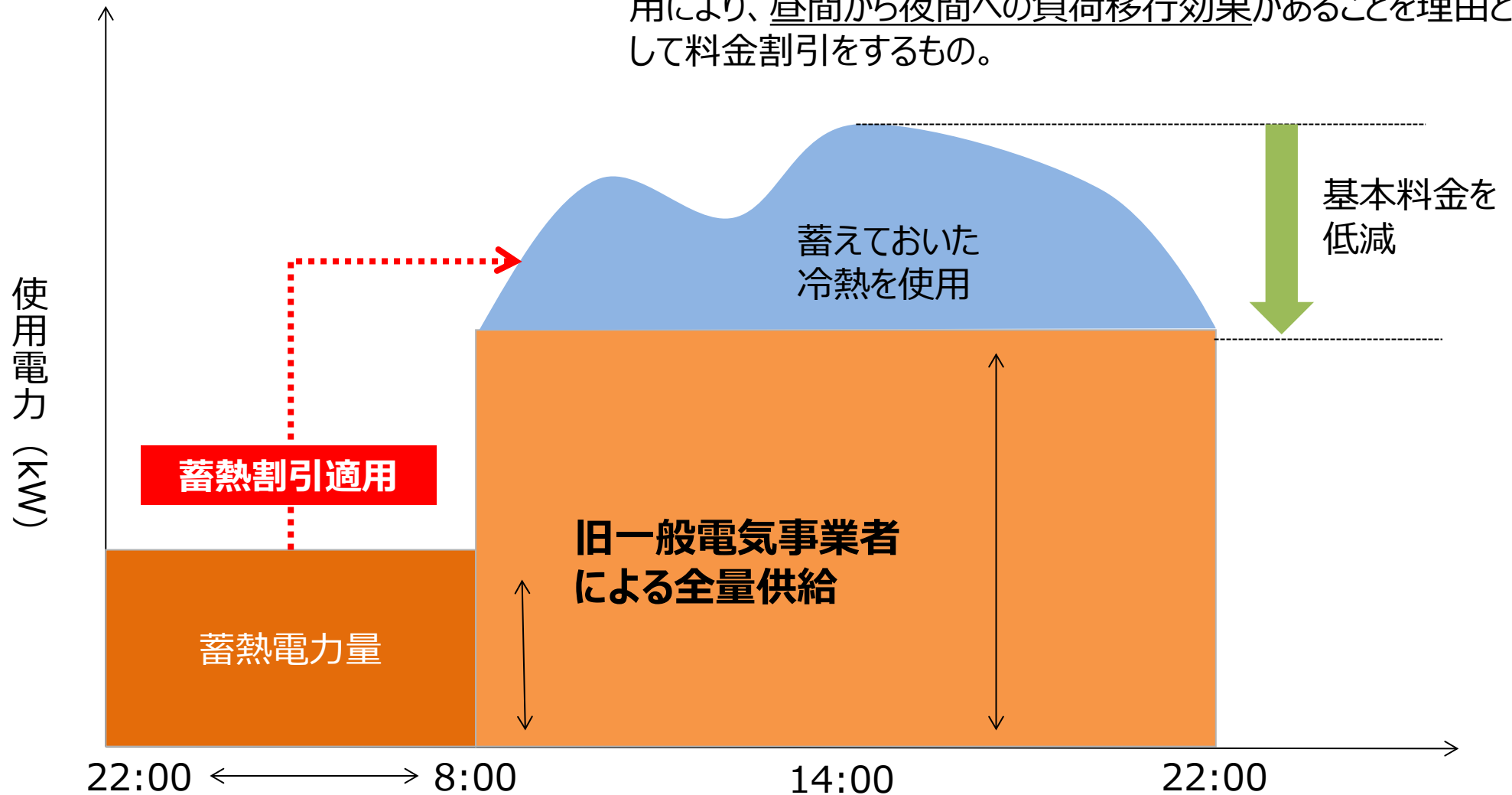
事実関係の確認・
検討依頼

対応：部分供給では適用ができない理由を旧一般電気事業者Cに確認したところ、負荷移行に寄与した蓄熱電力量（蓄熱電力量のうち旧一般電気事業者Cが供給した電力量）を適切に把握することが必要であるが、部分供給の場合には、自動計算での蓄熱電力量の算定ができず、人手による作業で蓄熱電力量のうちの旧一般電気事業者C供給分と新電力供給分を仕分ける必要があることが上記対応の背景にあるとのことであった。

その後、旧一般電気事業者Cにおいて再検討の結果、「蓄熱電力量が当社供給に属することが明らかなる場合は、蓄熱調整契約を適用する方向で個別協議に応じていく。」との回答となり、本件のような部分供給についても事前検討に応じる形で対応が修正された。

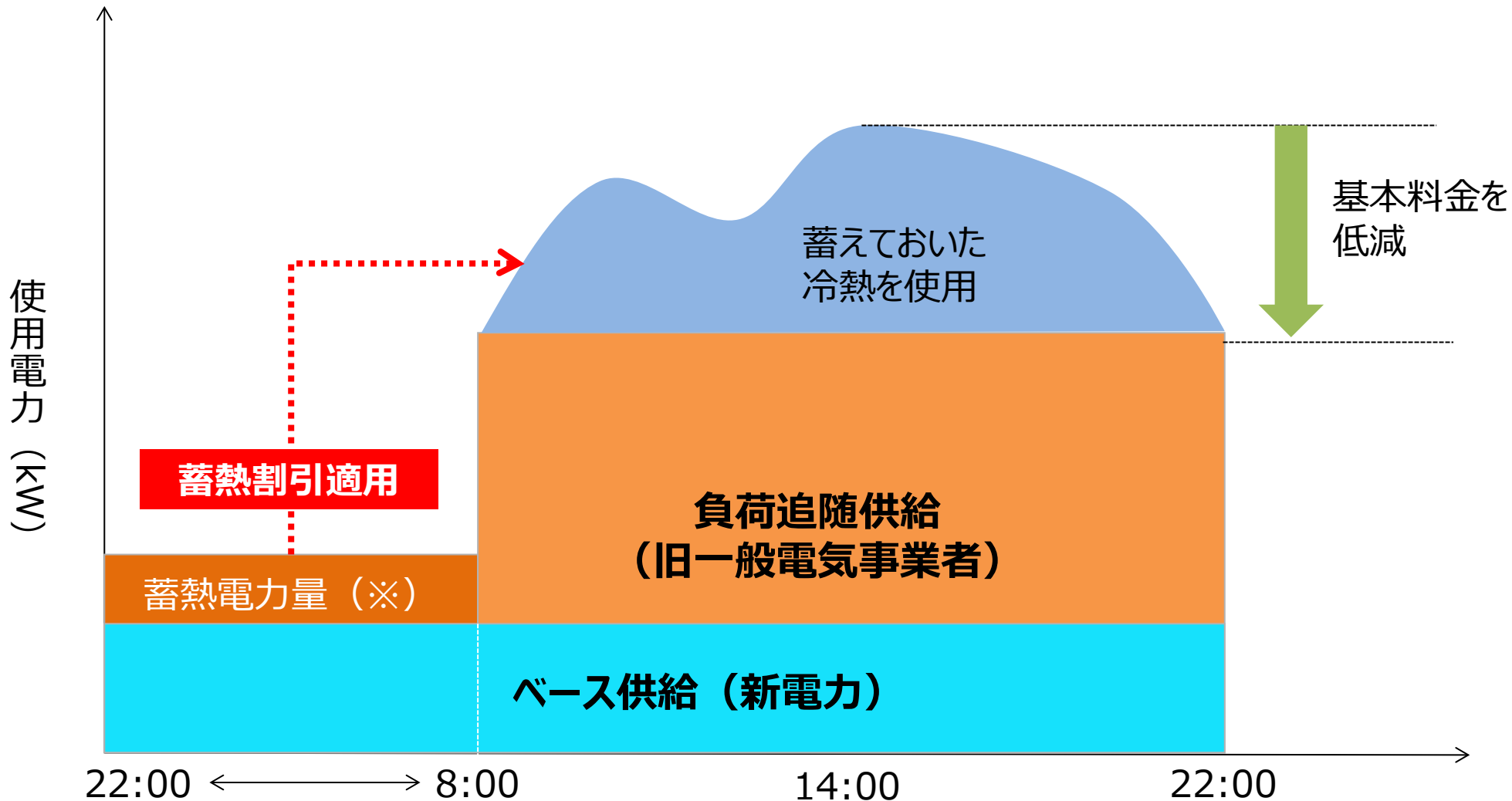
(参考：蓄熱調整契約の仕組み)

蓄熱調整契約は、需要家が設置する蓄熱式負荷設備の利用により、昼間から夜間への負荷移行効果があることを理由として料金割引をするもの。



$$\text{蓄熱割引額} = (\text{電力量料金単価} - \text{蓄熱単価}) \times \text{当該月の蓄熱電力量}$$

(参考：蓄熱調整契約を部分供給で適用する場合のイメージ)




(※) 蓄熱割引適用の対象となる「当該月の蓄熱電力量」の算定のために、22時から8時までの使用電力量のうち旧一般電気事業者が供給した電力量を切り分ける必要が生じる。

小売電気事業者に対する改善指導等について（最近の事案③）

- （9頁の続き）

【調査事例】 不適切な営業活動

コールセンター等に寄せられた苦情等から、不適切な営業活動が行われている可能性が疑われる以下の事例について調査を行っている。



事実関係の確認中

- ①小売事業者から新料金メニューの案内を受け、断ったつもりであるが、契約したこととされ、新料金メニューに切り替えられている。（コールセンター等への複数の需要家からの情報提供）
- ②小売事業者のホームページのQ & Aにおいて、停電時の問い合わせ先について、小売事業者としても苦情・問合せ処理義務があるにも関わらず、「地域の一般送配電事業者が対応するので、一般送配電事業者へお問い合わせください」とだけ説明（事業者においてホームページの修正について検討中）。

電力の小売営業に関する指針等に係る取組状況に係る調査

- 「電力の小売営業に関する指針」で「望ましい行為」とされている電源構成及びCO₂排出係数の開示状況、標準メニュー及び平均的な月額料金例の公表状況などについて実態を把握するため、全ての小売電気事業者に対するフォローアップ調査を実施中。

現在実施中の取組状況調査の内容

- ① 電源構成の開示（3月1日及び5月1日時点の状況、今後の方針）
- ② CO₂排出係数の開示（同上）
- ③ 低圧向けの標準メニューの公表（5月1日時点の状況、今後の方針）
- ④ 低圧向けの月額料金例の公表（同上）
- ⑤ 電源構成を供給の特性とするメニュー（メニューの有無、内容）
- ⑥ 地産地消を供給の特性とするメニュー（同上）
- ⑦ 一般家庭への供給の意向
- ⑧ 代理店等に関する情報の公表状況

「電力の小売営業に関する指針」の改定方針案（改定項目①）

- 「電力の小売営業に関する指針」については、小売営業を巡る実態を踏まえ、臨機に見直していくことが必要。
- 消費者トラブルの状況や、前頁記載の取組状況調査の結果を踏まえる必要があるが、例えば以下の項目等を指針に追加する方針で、今後検討を進めることとしてはどうか。

	背景	改正事項の概要
新規追加	小売電気事業者の代理店である等と詐称する事例が発生している。	<u>各小売電気事業者が、業務提携先である媒介・代理・取次業者を自社ホームページ等において公表すること</u> を「望ましい行為」として追加。
新規追加	ホームページでの電源構成の開示が、分かりにくい場所に表示されている事例が多く見られる。	小売電気事業者が自社ホームページにおいて電源構成を開示する場合には、 <u>分かりやすい場所に表示すること</u> を「望ましい行為」として追加。
明確化 (※)	小売電気事業者が発電事業も行っている場合に、発電構成を消費者に訴求している例が多く見られ、そのような表示の是非が指針上明確でない。	小売電気事業者が発電事業も行っている場合に、その <u>発電構成を表示</u> することや、例えば、太陽光発電を行っている小売電気事業者が販売電力量以上の発電を行っている場合に「当社は販売電力量の100%に『相当』する量の太陽光発電を行っている」旨を表示することは問題ない旨を追記。 <u>ただし、小売の電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である必要がある。</u>

(※) 前回の専門会合で御説明させていただいた事項。

「電力の小売営業に関する指針」の改定方針案（改定項目②）

	背景	改正事項の概要
明確化	小売電気事業者からの小売供給契約の解除に伴う解除予告通知や供給停止の予告通知等の手続について、小売電気事業者の起因による場合も適用対象となるのか指針上明確ではない。	小売電気事業者の倒産等により小売供給契約を解除する場合にも、小売電気事業者及び一般送配電事業者には、需要家保護の観点から、小売供給契約の解除予告通知や供給停止の予告通知等の手続が求められ、そのような適切な対応を怠ることを「問題となる行為」として追記。
明確化	供給開始後間もない小売事業者が、年度単位ではない電源構成を開示している例が見られる。	電源構成開示について、 実績値がない新規参入の小売電気事業者の場合には、計画値や供給開始後数ヶ月間の直近実績値をもって開示することもあり得る 旨を追記。
明確化	異なる時点間での電力量の移転の取扱いについて、「日をまたいだ時点間移転」の是非が指針上明確ではない。	昼間に発電・調達した電気を夜間に供給する電気とみなす事例のほか、 特定の時間帯に発電・調達した電気を別の日の同じ時間帯に供給する電気とみなすこと についても、「異なる時点間で電力量を移転する取扱い」として「問題となる行為」の例示として明記。
技術的修正	第2弾改正電気事業法の施行に伴い、引用条文の修正などが必要。	第2弾改正電気事業法の施行に伴う引用条文の修正など、技術的な観点に基づき修正。